

(関連分野)

その他

(事業の名称)

違法広告物簡易除却緊急支援

(関係省庁名)

国土交通省

事業の概要

(事業内容)

違法な屋外広告物については、景観の阻害要因として全国で課題とされているところで
あるが、H16の屋外広告物法改正により簡易除却の対象が拡充された。
しかしながら、違法のビル、立て看板などが実際に町中に多くみられるものの、地方公
共団体の職員のみにより簡易除却を行うことについては限界があることから、民間委託に
より違法広告物を撤去するものである。

(事業スキーム)

都道府県及び市町村：屋外広告物条例に基づく事務の所掌団体。委託先の選定、監督を行
う。

NPO法人等の民間団体：都道府県若しくは市町村から委託を受け、違反広告物の除去を
実施する。

国：相談及び助言を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：当該事業の実施を通じて、民間主導による継続的な違反広告物撤去の活動
が促進され、効果的な景観の向上が図られる。

(先行事例)

岐阜市：屋外広告物簡易除却事業

道路上の電柱、ガードレール、街路樹といった禁止物件等に設置してあるはり紙、はり
札、立て看板、広告旗等を日常パトロールで簡易除却する。

(期間後の取扱い)

併せて違法広告物対策をPRしていくことにより、長期的に違法広告物そのものを減少
させていく。

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課 課長補佐 脇坂 / 係長 堀崎
電話番号：03-5253-8954 / ファックス：03-5253-1593

(関連分野)

その他

(事業の名称)

駅周辺空地・商店街空き店舗等を活用した駐輪場整備事業

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

(事業内容)

- 駅前広場や商店街通りには、買い物客、通勤客が自転車を放置するケースが多く見られる。その対策の一環として、駅周辺及び商店街の空店舗・空き地を借り上げ駐輪場の整備を図る。

- また、駐輪指導及び駐輪整備を行う巡視員を採用し、巡回及び駐輪整理を行う。

(設備・人員等の基準)

- 原則として、市町村の自由設計。商店街事務局との連携（委託も可）。ただし、

- ① 職員については、駐輪台数、エリア規模により立体駐輪場、機械式駐輪場、路上駐輪場等を整備。

- ② 駐輪場規模により管理員、巡視員を数名雇用（ハローワーク、シルバー人材等と連携）商店街では、商店街組合とも連携（委託事業）も可。

(利用者の規模)

- 市町村の自由設計。数十台～。

(利用料)

- 市町村・組合の自由設計。ただし、月極、半日単位とし事務量の緩和を図る。

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

空き店舗、空き地の借り上げ

(期待される効果)

定性的効果：駐輪場利用者が増えることによる商店街の活性化、放置自転車の減少

(先行事例)

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

経済産業省中小企業庁商業課

電話番号：03-3501-1929 / ファックス：03-3501-7809

(関連分野)

その他

(事業の名称)

公立学校施設の耐震診断及び補強設計事業のための緊急雇用事業

(関係省庁名)

文部科学省

事業の概要

(背景)

・公立小中学校は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所となるため、その安全性の確保は喫緊の課題である。政府としては、特に地震による倒壊の危険性の高い(1 s 値0.3未満の)施設(約1万棟)の耐震化を優先して推進することとしており、平成23年度までの完了を目指し、文部科学大臣から地方公共団体に対して耐震化加速のお願いを行った。しかしながら、地域によっては、耐震化事業の前提となる耐震診断や耐震補強設計を行う建築士等の技術者が不足しているために、耐震化を迅速に進められないといった課題を抱えている。

そのため、耐震診断や耐震補強設計を行う建築士等が不足している地方公共団体において、以下のようないくつかの事業を行うことにより、これらの人的体制を整備する。

(事業内容)

・離職中の建築士等を優先的に雇用し、公立小中学校施設の耐震診断や耐震補強設計の業務に従事していただく。
・耐震診断や耐震補強設計の業務経験が少ない建築士等については、これらの業務の補佐として雇用することで、現場での実務経験を積んでいただくとともに、知識・技術等に関する研修を雇用下で行うことで、能力の向上を図り、地域において必要な人材を育成する。

(関係者の役割)

- ・市町村又は委託を受けた民間企業：実施主体
- ・建築士等の雇用に関する情報の周知
- ・採用に係る事務の実施
- ・雇用者の勤務体制の整備、事業の監督
- ・都道府県
 - ：都道府県基金からの市町村への助成
 - ：市町村からの相談への対応、助言
 - ：関係機関、他の地方公共団体等との連携体制の構築など
- ・国
 - ：市町村または都道府県からの制度全般、事業運営に関する相談への対応、助言
 - ：関係省庁等への協力要請、連携体制の構築

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

・特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ・公立学校施設耐震化の早期実施

- ・地域における建築士等の人材育成

(先行事例)

(期間後の取扱い)

- ・耐震化の事業スケジュール等にあわせて、再雇用の可能性あり。

(関係省庁担当者連絡先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 課長補佐 岡 / 係長 保坂

電話番号：03-6734-2000 / ファックス：03-6734-3743

(関連分野)
その他
(事業の名称)
ビルメンテナンス人材育成・定着促進事業
(関係省庁名)
厚生労働省
事業の概要
(事業内容)
<p>建築物の衛生的環境の確保を図り、維持管理することは公衆衛生の向上及び増進に資するだけでなく、建築物のライフサイクルを長期化させることにより社会資本を蓄積し、資源を効率的に活用することに寄与するものである。</p> <p>ビルメンテナンス業は、特別な資格なしに幅広い年齢の者が従事できる仕事であり、近年の建築物の大規模化、高層化に伴い需要は増加傾向にあるが、厳しい就労環境もあって人材不足感がある。</p>
<p>そこで、特に都市部で人材不足が深刻化しているビルメンテナンス業へ離職者、雇止めされた派遣労働者等の就職及び定着を促すため、地方自治体において、ハローワークや福祉事務所と連携し、ビルメンテナンス業のPRを行い、併せて未経験でビルメンテナンス業に就職しようとする者（既に就職している者も参加可）に対して、従事する上で必要となる知識を身につけ、又はキャリアアップの方法を知ることを目的とした講習会を事業者団体と連携して開催するための臨時職員を雇用する。</p> <p>離職者、派遣労働者のみでなく、障害者を対象とした講習会も可。</p>
(講習会の実施基準・内容)
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の自由設計。 実施主体は都道府県又は都道府県から委託を受けた事業者団体。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし
(期待される効果)
<p>① 離職者等の職業訓練の場：事業者団体との連携のもと行われる講習会を通じ、ビルメンテナンス業への就職・キャリアアップにつなげる場とする。</p> <p>② 社会資本の蓄積と資源の効率的活用：建築物の衛生的環境の確保が適切に図られることにより、建築物のライフサイクルが長期化する。</p> <p>③ 障害者雇用の拡大にも寄与する。</p>
(先行事例)
特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先)
厚生労働省健康局生活衛生課 課長補佐 藤田博 / 係長 山本慈朗 電話番号：03-3595-2301 / ファックス：03-3501-9554

(関連分野)
その他

(事業の名称)

安心・安全な水道サービス確保事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

(事業内容)

①水道管路の更新・耐震化

- ・老朽化した管路や基幹的な管路の更新・耐震化を推進する。

②管路の漏水調査

- ・水道管路について漏水調査を実施し、効率的・集中的な管路更新に活用する。

③管路情報の電子化・マッピング化

- ・水道事業者が文書として保存している水道管路に関する各種情報・データ（位置、管種、管径、布設時期、布設図面・写真等）について電子化（マッピング化）を行う。

④貯水槽の点検調査（見回り隊）

- ・学校、マンション等に設置されている貯水槽（受水槽、高架水槽など）は、その設置者・管理者が適正に管理することが求められるが、不十分な管理に起因して水道水が汚染されたり、亀裂が発生して漏水するケースが見られる。このため、貯水槽の見回り隊を組織し、水道事業者と連携しながら、設置者・管理者が貯水槽を適正に管理されているかチェックを行うとともに、設置者・管理者に対して貯水槽の適正管理の普及啓発を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

①水道管路の更新・耐震化

②漏水調査

・水資源の有効利用、温室効果ガス排出削減につながるのみでなく、老朽管更新につ

- なげることにより水道管路の耐震化を図ることもでき、安心・安全な生活の実現にも寄与することが可能。

③水管路情報の電子化・マッピング化

- ・日々の老朽管更新工事等の計画・立案や工事後の管路情報のデータ更新を円滑に行えるようになるとともに、中長期的視点を含めた水管路の計画的更新・耐震化の検討等を含め、水道施設の維持管理・更新や資産管理の効率化・高度化が図られる。

④貯水槽の見回り隊

- ・管理が不十分な貯水槽の数が減少し、安全な水道水が蛇口まで行き渡るようになることで、安心・安全な生活の実現にも寄与することが可能。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省健康局水道課 課長補佐 塚田源一郎 / 課長補佐 松崎裕司
電話番号 : 03-3595-2368 (ダイヤルイン) / ファックス : 03-3503-7963

(関連分野)

その他

(事業の名称)

食品衛生管理者資格取得支援事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

(現状)

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条において、乳製品、食品衛生法上の指定添加物等の製造又は加工を行う當業者は、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととされている。

- 食品衛生管理者の資格要件は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、大学等において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程を修めて卒業した者、厚生労働大臣の登録養成施設の課程を修了した者、厚生労働大臣の登録講習会の課程を修了した者等とされている。

(事業内容)

- 離職者又は當業者によって新たに雇い入れられた者が食品衛生管理者の資格を取得するため既存の登録養成施設又は登録講習会の課程を受講する場合には、都道府県等は、受講料に見合う助成金を交付することができるものとする。

- 都道府県等は、自ら、又は第三者に委託して新規の登録講習会を開催することができるものとする。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

- 都道府県等が開催する登録講習会については、厚生労働大臣の登録が必要。

(期待される効果)

定性的効果：食品衛生管理者の資格取得のための機会の確保及び負担の軽減を通じ、食品安全・衛生管理者が食品衛生管理者を置くことを推進し、自主的な食の安全の確保に資することとなる。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 課長補佐 田中謙一 / 係長 久野克人
電話番号：03-3595-2326 / ファックス：03-3503-7965

(関連分野) その他
(事業の名称) 要援護者の避難支援事業
(関係省庁名) 厚生労働省、内閣府、総務省消防庁
事業の概要
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者の実態調査の実施 ・ (福祉) 避難所マップの作成 ・ 要援護者向けパンフレットの作成 ・ 福祉避難所に係る啓発 等
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
制度改正: 特になし
ただし、要援護者対策については、内閣府が中心となつて行われていることから、調整等が必要。
(期待される効果) 定性的効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に備えた準備: 市町村が臨時雇用の上実施、又は企業等に委託して実施。
(先行事例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護対策については、自治事務として、既に、市町村において取り組まれており、自前の予算で実施している市町村も多い。
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室 災害救助専門官 金子雄一郎 / 救助係長 吉田卓郎 電話番号: 03-3595-2614 / ファックス: 03-3503-3099

(関連分野)

その他

(事業の名称)

農業用ため池緊急点検

(関係省庁名)

農林水産省

事業の概要

(事業内容)

- ・近年、集中豪雨や台風、地震等による甚大な自然災害の多発や地球温暖化に伴う中長期的な被災リスクの増大が懸念されている中で、全国に存する約21万個のため池のうち、毎年ため池が被災し下流住民や農地、家屋等に甚大な被害をもたらす等、危険又は災害に脆弱なため池が多く存在している。
- ・このため、豪雨や地震等の自然災害によるため池の被災を未然に防止するため、緊急のため池点検を通じて決壊の危険度や周辺への影響度等を確認し、今後そのため池の効率的かつ効果的な整備に活用するものである。

(点検方法及び対象)

- ・都道府県が、当該都道府県に所在するため池の賦存状況等に応じて、点検方法や対象を決定。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正:特になし

(期待される効果)

- 定性的効果：ため池の堤体の危険度や周辺への影響度について把握され、状況に応じた対策が効率的かつ効果的に選択できる。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)
特になし

(関係省庁担当者連絡先)
農林水産省農村振興局防災課 課長補佐 岡野 / 係長 鈴木

電話番号：03-6744-2210 / ファックス：03-3592-1987

(関連分野)
その他

(事業の名称)

農業集落排水施設維持管理・パトロール業務

(関係省庁名)

農林水産省

事業の概要

(事業内容)

- ・農業集落排水施設では、維持管理の常駐者を配置せず、専門技術者による巡回管理と地域住民等による日常点検・管理とを組み合わせた維持管理体制を基本
- ・このうち、地域住民による日常点検・管理は、少子高齢化等により人手不足が顕著であり、施設の適切な機能維持が懸念されているところ。
- ・については、このような施設(農業集落排水施設 5,000 地区のうち、中山間地域等適切な機能維持が懸念される地域)を中心に、日常点検・管理(場内草刈り、清掃等)を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果:

- ① 適正な管理:農業集落排水施設の異常を早期に発見でき、施設機能が適切に發揮される。
- ② イメージアップ:汚水処理施設というだけで敬遠されがちだが、きれいに整備されていればイメージアップに繋がる期待。
- ③ 地域での雇用:農業集落排水施設は、全国に 5,000 もの施設が稼働していることから、地域求職者を受け入れやすい。

(先行事例)

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省農村振興局農村整備官 農村整備官補佐 糸賀 / 係長 近藤
電話番号 : 03-6744-2200 / ファックス : 03-3501-8358

(関連分野) その他	
(事業の名称) 農道維持管理促進	
(関係省庁名) 農林水産省	
事業の概要	
(事業内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・農道の除草、清掃、点検等の委託を行い、農道の維持管理を促進する。 ・主な業務：①除草 <ul style="list-style-type: none"> ②清掃（側溝の清掃、ゴミの回収等） ③点検（橋梁、トンネル等の構造物及びそれら以外の舗装、法面等の損傷の有無の確認及び確認結果資料の作成）
(人員等の基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の採用については、原則として、当該農道を管理する土地改良区又は市町村又は都道府県の自由。 ・人員は、離職者や雇止めされた派遣労働者等をできる限り優先的に採用する。
(委託費水準)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等の自由。
(関係者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該農道を管理する土地改良区又は市町村又は都道府県：実施主体
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正：特になし
(期待される効果)	
(先行事例) なし	
(期間後の取扱い)	
通常の維持管理レベルにて引き続き除草、清掃、職員による点検等を行う。	
(関係省庁担当者連絡先)	<p>農林水産省農村振興局農村整備官 農村整備官補佐 垂井 / 様長 藤澤 電話番号：03-6744-2209 / ファックス：03-3501-8358</p>

(関連分野)

その他

(事業の名称)

適正計量支援センター事業(仮称)

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

(事業内容)

各都道府県・特定市の委託を受けたNPO等(都道府県・特定市の内部での運営も可能)が、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者を雇用し、検定所等の支援を受けて研修を行う。その後、適正計量推進員として、商品を計量販売する小売店(スーパー、肉屋等)を訪問し、計量の手法を確認するとともに正しい計量の手法についてマニュアル作成や従業員への講習等の実施支援を行う。また、イベント、セミナー等により地域住民の適正計量に関する理解の増進を図る。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし

(期待される効果)

定性的効果: 通常の計量法の立入検査体制では量的にカバーしきれない各事業者に対して正しい計量の手法について理解が広がり、取引における適正計量が推進される。また、地域住民の適正計量への理解が増進される。

(先行事例)

都道府県・特定市が立入検査の際に指導をしたり、「計量ひろば」等の普及啓発事業を実施している事例があるが、量的に拡充の余地がある。

(期間後の取扱い)

人材を活用し、都道府県・特定市の継続的な取組として、またはNPOの自主的な事業として、実施することも可能。

継続しない場合も、計量管理に係るスキルの獲得を通じ、推進員のキャリアアップが図られる。

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省産業技術環境局計量行政室 課長補佐 中尾 / 係長 佐藤
電話番号: 03-3501-1688 / ファックス: 03-3501-7851

(関連分野) その他	
(事業の名称) ITコーディネータ活用促進事業	
(関係省庁名) 経済産業省	
事業の概要	
(事業内容)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業において、IT経営（ITを有効に利活用することにより、生産性の向上や競争力の強化など、経営力の向上を図ること。）を推進する人材の活用を促進するため、離職者等がIT経営の専門家である「ITコーディネータ」（特定非営利活動法人ITコーディネータ協会により認定。）の資格を取得した場合、また、中小企業が「ITコーディネータ」の資格を取得した離職者等を正規社員として採用した場合に助成金を交付する。
(助成金の基準)	<ul style="list-style-type: none"> 離職者等に対する助成金の交付については、「ITコーディネータ」の資格の取得に係るケース研修受講料（50万円・一人あたり）の全部又は一部とする。 中小企業に対する助成金の交付については、市区町村の自由設計とする。
(関係者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村：助成金の交付 都道府県：都道府県基金からの市区町村への助成、市区町村への全般的な相談・助言等 国：事業運営全般に関する相談・助言等
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	特になし
(期待される効果)	<p>① 離職者等へのITコーディネータ資格取得支援：中小企業のIT経営推進を実践（または支援）する人材が育成される。</p> <p>② 中小企業へのITコーディネータ活用支援：中小企業がITコーディネータの有資格者を採用し、そのノウハウを活用することで、当該企業のIT経営が実現され、経営力の向上が図られる。</p>
(先行事例)	特になし
(期間後の取扱い)	平成24年度以降も、IT経営応援隊事業等を通じて、中小企業に対して、ITコーディネータの活用を啓発していく予定である。
(関係省庁担当者連絡先)	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 係長 野村・伊藤 電話番号：03-3501-2646 / ファックス：03-3580-6073

(関連分野)

その他

(事業の名称)

公設試験研究機関、繊維リソースセンターを活用した職業訓練及び繊維産業関連企業等の紹介事業

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

(事業内容)

- ・求職者と採用意欲のある企業とのミスマッチを解消するため、公設試験研究機関、繊維リソースセンターを通じたマッチング事業を実施する。
- ・具体的には、派遣雇い止め・解雇者、内定取消者等を対象に、地域密着型の繊維産業に携わる人材（技術者、デザイナー、ビジネス拡大のための人材等）の能力習得を目的とした職業訓練の場を提供する。その上で、ハローワークやジョブカフェと連携を図りつつ、普段から公設試験研究機関、繊維リソースセンターと付き合いのある企業と職業訓練修了者の繋ぎ（マッチング）を行う。

(背景)

- ・昨今の厳しい経済情勢の中、雇用情勢は極めて厳しい状況であり、雇用創出に向けた取組を官民で加速させることが喫緊の課題。
- ・一方で、若者の大企業指向が高まる中、ものづくりやサービス業等の分野では、中小企業を中心に必要とする人材の確保に困難を抱えている。
- ・こうした中で、派遣雇い止め・解雇者、内定取消者等に職業訓練の機会を提供し、その上で雇用吸収力のある企業を紹介する。

(設備・人員等の基準)

- ・地方自治体の自由設計。

(委託費水準)

- ・地方自治体の自由設計。

(関係者の役割)

- ・都道府県・市町村：実施主体。
- ・国：関与なし。

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

- ・特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ・地域に密着したアドバイス

(先行事例)

- ・「雇用を創出するものづくり・サービス業の魅力ある企業紹介事業」(経済産業省)

(期間後の取扱い)

- ・地方自治体の自由設計。

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省製造産業局纖維課 課長補佐 桐部 / 係長 安藤

電話番号 : 03-3501-0969 / ファックス : 03-3501-0316

(関連分野) その他	
(事業の名称) 外国企業誘致促進事業	
(関係省庁名) 経済産業省	
事業の概要	
(事業目的)	
外国企業の誘致は我が国に新たな製品やサービス、技術や経営ノウハウをもたらすだけでなく、進出企業による雇用の確保につながるなど、地域経済の活性化に資する重要な政策課題である。また、国内企業の工場立地の動きが低迷している中、地域への外国企業誘致の重要性は一層増しており、地方自治体における外国企業誘致の取組拡大が必要となっている。	
(事業内容)	
外国企業の新規進出、既進出外国企業の二次進出を促進させるため、地方自治体等が国内外において外国企業進出にかかる投資環境PRを実施する広報・トップセールス事業、拠点設立等の進出に向けた個別事例に対応するための専門アドバイザー設置、インキュベーション施設整備等の事業を実施する。	
(事業スキーム)	
具体的な外国企業誘致にかかる事業スキームは、地方自治体の自由設計とする。	
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正：特になし	
(期待される効果)	
定性的効果： 外国企業の誘致は我が国に新たな製品やサービス、技術や経営ノウハウをもたらし、地域産業の活性化が期待される。	
(先行事例)	
・外国企業誘致に取り組む先進自治体 外国企業進出を支援する各種補助制度だけでなく、市長のトップセールス活動など積極的な情報発信の実施、会社設立やビザ取得等の相談をワンストップサービスで展開する先進自治体では、ものづくりから先端分野まで幅広い分野の外国企業の新規進出という成果が生まれている。	
(期間後の取扱い)	
外国企業の誘致は地域経済活性化の重要な政策であることから、平成24年度以降も、地方自治体の自主財源において引き続き、取り組んでいくこととする。	
(関係省庁担当者連絡先)	
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課 電話番号：03-3501-1662 / ファックス：03-3501-2082	

(関連分野)

その他

(事業の名称)

海岸保全施設の現況調査事業

(関係省庁名)

農林水産省(農振局)、水産庁

事業の概要

(目的)

- ・海岸保全施設の現況を把握することにより、津波、高潮発生時における機能確保を確認とともに、地域の雇用創出を図る。

(事業内容)

- ・海岸保全施設について、海岸管理者(都道府県、市町村)が民間企業への委託や海岸管理者自身により老朽化の程度などを確認する場合、その費用を支援する。

(関係者の役割)

- ・海岸管理者：実施主体
- ・受託者：民間企業など
- ・国：マニュアルの配布、ハード対策の有無に関する相談など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 通常の管理では行き届かない海岸保全施設の網羅的な現況把握は、その後の計画的なハード対策に繋がる重要な基礎データとなる。
- ② 施設の老朽化などに起因する重大な事故を未然に防ぐことができる。

(先行事例)

特になし。

(期間後の取扱い)

現況調査事業による結果をもとに海岸管理者が適時適切にハード対策を実施

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省港湾局海岸・防災課 課長補佐 宮津 / 係長 前田
電話番号：03-5253-8688 / ファックス：03-5253-1654

(関連分野) その他
(事業の名称) 港湾施設の現況調査事業
(関係省庁名)
(事業の概要)
(目的) <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の老朽化等の現況を把握することにより、港湾施設の安全・安心と必要な機能を確保するとともに、地域の雇用創出を図る。
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設について、港湾管理者（都道府県、市町村等）が民間企業への調査の委託や港湾管理者自身により老朽化の程度などを確認する場合、その費用を支援する。（必要人夫） ・港湾施設の現況把握（目視調査、潜水調査、点検、撮影等）
(関係者の役割) <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者：実施主体 ・受託者：民間企業など ・国：マニュアルの配布、助言など
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) <p>特になし</p>
(期待される効果) <p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通常の施設管理では行き届かない港湾施設の網羅的な現況把握は、その後の計画的なハード対策（補修、改良等）に繋がる重要な基礎データとなる。 ② 施設の老朽化などに起因する重大な事故を未然に防ぐことができる。 <p>(先行事例) <p>特になし。</p></p>
(期間後の取扱い) <p>現況調査事業による結果をもとに、適時適切にハード対策（補修、改良等）を実施</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) <p>国土交通省港湾局技術企画課 富田補佐/犬飼係長 電話番号：03-5253-8905（直通）46-543（内線）/ ファックス：03-5253-1652</p></p>

(関連分野) その他
(事業の名称) 砂防関係維持管理作業
(関係省庁名) 国土交通省
事業の概要
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防えん堤等の砂防関係施設、雨量計等の観測施設などの施設敷き周辺や荒廃地等における除伐・草刈り・清掃作業の実施。 ・土砂災害危険箇所、砂防関係施設、砂防指定地（荒廃地）等の点検作業。 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県：民間企業等へ委託 <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <p>特になし</p> <p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：施設敷周辺や砂防指定地内の荒廃地等の整理による適切な維持管理（点検）の実施。</p> <p>土砂災害危険箇所情報や砂防関係施設情報（カルテ）の更新による維持管理の適切な実施。</p> <p>(先行事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防ボランティア等による危険箇所点検及び災害直後の緊急点検等が実施されている。 <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>国土交通省河川局砂防部砂防計画課 企画係長 鈴木 電話番号：03-5253-8467 / ファックス：03-5253-1610</p>

(関連分野)

その他

(事業の名称)

東京国際空港統一パス導入に伴う入出管理に係る役務提供

(関係省庁名)

国土交通省

事業の概要

空港ビル会社、航空会社等の施設管理事業者が、22年10月の東京国際統一パス導入に伴い、空港内の制限区域に通じる扉にカードリーダーを設置する事業である。昨今の経済状況を鑑みると、空港ビル会社、航空会社等は22年10月までにこれらの体制整備し、導入することは資金難により、難しい状況である。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

(期待される効果)
定性的効果：空港内の警備体制が強化される

(先行事例)

(期間後の取扱い)
期間終了後の維持管理は、空港ビル会社、航空会社が行うことになる

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省航空局空港政策課 企画官 堀江 係長 中山
電話番号：03-5253-8111 ファックス：03-5253-1658

(関連分野)

その他の

(事業の名称)

空港内における有害鳥類に対する威嚇業務

(関係省庁名)

国土交通省

事業の概要

全国の空港内において、バードストライクが発生しており、その防止対策として、空港内の鳥類が飛来する箇所において、要員を配置し威嚇業務等を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

(期待される効果)

定性的効果：空港内において、バードストライクの発生が低減される可能性がある。

(先行事例)

(期間後の取扱い)
期間終了後は、バードストライクの減少効果があれば、威嚇業務を予算化するなどの可能性がある

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省航空局運用課 課長補佐 塚田 係長 村上

電話番号：03-5253-8111 ファックス：03-5253-1663